

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A: 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年4月6日付け厚生労働省発食安0406第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> なお、トウモロコシMON87427 は雄性不稔の形質を利用してハイブリッド種子の生産に利用されることから、今後、トウモロコシMON87427 を用いた遺伝子組換え植物との掛け合わせ品種の安全性評価の際には、追加のデータを求める場合がある。 （平成25年4月1日府食第248号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月2日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ARG-No. 3株を利用して生産されたL-アルギニン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年12月25日付け厚生労働省発食安1225第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって「ARG-No. 3株を利用して生産されたL-アルギニン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成25年4月1日府食第249号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年4月4日、申請者に対して通知 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	RN-No. 1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月23日付け厚生労働省発食安0123第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって「RN-No. 1株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 (平成25年5月13日府食第375号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月16日、申請者に対して通知 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	RN-No. 1株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年1月23日付け厚生労働省発食安0123第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって「RN-No. 1株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成25年5月13日府食第376号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月16日、申請者に対して通知 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グルホシネート耐性及びチヨウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用（綿実油）
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月21日付け厚生労働省発食安0221第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成25年6月24日府食第498号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年7月19日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ281系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ3006系統、チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した2品種は除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年6月12日付け厚生労働省発食安0612第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年7月22日府食第590号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年9月5日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年4月10日付け厚生労働省発食安0410第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年7月22日府食第588号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年9月5日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に食品健康影響評価が終了した1品種は除く。）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年4月10日付け厚生労働省発食安0410第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年7月22日府食第589号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年9月5日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年1月31日付け厚生労働省発食安0131第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成25年8月26日府食第703号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月3日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年4月10日付け厚生労働省発食安0410第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）において、安全性の確認を必要とするものに該当し、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成25年9月2日府食第720号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月3日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	LEU-No. 3株を利用して生産されたL-ロイシン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年5月15日付け厚生労働省発食安0515第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 したがって「LEU-No. 3株を利用して生産されたL-ロイシン」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（本則）による評価は必要ないと判断した。 （平成25年9月2日府食第721号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年9月4日、申請者に対して通知 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	TRP-No. 1株を利用して生産されたL-トリプトファン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年6月12日付け厚生労働省発食安0612第4号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断した。 （平成25年9月2日府食第722号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年9月4日、申請者に対して通知 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統（食品）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年11月7日付け厚生労働省発食安1107第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 （平成25年9月9日府食第741号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月17日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年9月26日付け厚生労働省発食安0926第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の第1章附則第3「対象となる添加物及び目的」に規定する「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」に該当する微生物を利用して製造されたものであることから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、アスパラギナーゼは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条に基づく食品添加物としての指定がなされていないことから、厚生労働省から同指定に係る食品健康影響評価の要請もなされており、厚生労働省における「Aspergillus niger ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ」の取扱いについては、添加物としての食品健康影響評価の結果も踏まえる必要がある。</p> <p>（平成25年9月30日府食第808号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成25年10月4日、申請者に対して通知</p> <p>（施策の概要）</p> <p>「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタGHB119系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年7月17日付け厚生労働省発食安0717第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成25年11月11日府食第922号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年12月18日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續の改正について
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月20日付け厚生労働省発食安1120第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準の規定に基づき定められた組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續の改正
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	本改正については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる（平成25年12月16日府食第1007号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年10月28日 薬事・食品衛生審議会に諮問 平成25年11月11日 食品衛生分科会新開発食品調査部会で審議 平成26年6月12日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年6月27日、「食品、添加物等の規格基準」及び「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（以下「審査手續告示」という。）の一部改正に係る告示を公布 （施策の概要） 安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種のうち、組換えDNA技術により新たに獲得された形質が宿主の代謝系に影響を及ぼすものではないもの同士を伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせたものであって、一定の要件を満たすものについては、安全性の審査を経た旨の公表がなされたものとみなす旨を審査手續告示に規定した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続きを改正し、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準を改正することについて
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年11月27日付け厚生労働省発食安1127第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準の規定に基づき定められた組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の改正
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>本改正については、示された判断基準に基づき、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、リスク管理機関において適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品安全基本法（平成15年法第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</p> <p>なお、本件については、食品及び添加物自体についての評価ではないことを念のため申し添える。</p> <p>（平成26年1月7日府食第19号）</p>
施策の検討経過	<p>平成25年10月28日 薬事・食品衛生審議会に諮問</p> <p>平成25年11月11日 食品衛生分科会新開発食品調査部会で審議</p> <p>平成26年6月12日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成26年6月27日、「食品、添加物等の規格基準」（以下「規格基準告示」という。）及び「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（以下「審査手続告示」という。）の一部改正に係る告示を公布</p> <p>（施策の概要）</p> <p>規格基準告示及び審査手続告示に規定されている「組換えDNA技術」から、最終的に宿主（組換えDNA技術において、DNAが移入される生細胞をいう。以下同じ。）に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみである場合又は組換え体（組換えDNAを含む宿主をいう。）が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成である場合を除外し、これに該当する微生物を用いて製造された食品及び添加物は安全性審査の対象に該当しない旨を規格基準告示及び審査手続告示に規定した。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年10月16日付け厚生労働省発食安1016第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 （平成26年1月7日府食第21号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年2月12日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	Bacillus subtilisDTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年11月7日付け厚生労働省発食安1107第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。 (平成26年1月7日府食第20号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年2月12日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 (施策の概要) 「食品、添加物等の規格基準」第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性ワタCOT102系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統及び除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成26年3月13日付け厚生労働省発食安0313第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成26年3月24日府食第242号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年4月10日、安全性審査の手続を経た旨の告示を公布 （施策の概要） 「食品、添加物等の規格基準」第1A第2款の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規定に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	